

## 生駒市規則第 1 号

生駒市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 2 月 13 日

生駒市長 山下 真

### 生駒市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

生駒市建築基準法施行細則（平成 11 年 4 月生駒市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「別表のア欄」を「別表ア欄」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 省令第 5 条第 4 項の規定により市長が規則で定める書類は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため市長が必要があると認める図書とする。

第 14 条第 1 項第 2 号中「別表のア欄」を「別表ア欄」に、「同表 6 の項」を「同表 1 の項、6 の項及び 7 の項（ボーリング場及び水泳場に限り。）」に改める。

第 15 条第 1 号中「2 の項」を「6 の項から 8 の項まで」に、「3 年」を「4 年」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

#### (2) 別表 2 の項に係る報告書 3 年

第 15 条第 4 号中「前条第 3 項の」を「前条第 4 項に係る」に改める。

別表 1 の項中「平成 20 年」を「平成 26 年」に、「2 年」を「3 年」に改め、同表 4 の項中「又は物品販売業」を「、物品販売業」に、「）」を「）、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場」に改め、同表 6 の項中「共同住宅」を「共同住宅（3 階以上で延

べ面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)」に改め、「300平方メートル以上」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表4の項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。